

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部を改正する通知案の概要

1 現行通知の概要

遺伝子組換え植物の栽培や輸入、流通等に当たっては、我が国の野生動植物に影響を与えないよう、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づき科学的に評価を行い、影響が生じるおそれがないと認める場合に、その栽培等を認めている。

野外で遺伝子組換え植物の栽培等を行う「第一種使用等」をしようとする者は、カルタヘナ法に基づきその使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これを農林水産省及び環境省に申請し、承認を受ける必要がある。

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知。以下「通知」という。)は、この「第一種使用規程」の承認の申請に当たっての、申請の手続きや申請書の内容等について定めたものである。

2 改正の趣旨

通知では、第一種使用規程の承認を申請しようとしている遺伝子組換え植物が、実験室や外国における栽培等によりかなりの程度の知見が得られているものであっても、「我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない」場合には、「第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集」を「隔離ほ場で」行い、「当該遺伝子組換え植物が我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすること」と規定している。

今回の改正は、「我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかな場合」を具体的に規定するものである。

3 改正の内容

通知第3の1の(6)に、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかな遺伝子組換え植物は、以下の 及び の要件を満たす核酸の複製物が移入されたトウモロコシとすることを規定する。

査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの

移入された核酸の複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けているトウモロコシの生物多様性影響と同程度又は超えないと認められるもの